



# 埼玉県報

第2172号

平成22年4月6日

火曜日

## 目次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [平成二十二年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札執行課\)](#)
- [管理美容師資格認定講習会の指定\(生活衛生課\)](#)
- [管理理容師資格認定講習会の指定\(生活衛生課\)](#)
- [児玉土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [神川町土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更\(森づくり課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [県立春日部高等学校外16校コンピュータ教室用機器等賃貸借に係る一般競争入札の公告\(高校教育指導課\)](#)
- [県道東松山停車場線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

## 正誤

- [埼玉県規則第七十二号中訂正\(こども安全課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第五百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年三月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人くるみの木
- 三 代表者の氏名  
谷 三穂子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市宮元町八十番七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者、高齢者、女性、児童など（以下、障害者等という。）社会的弱者はもとより、すべての人の人権を擁護し、誰もがその能力に応じて働き、経済的に自立し、地域の中で健康で文化的な人間らしい普通の生活ができるように支援することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年三月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人友
- 三 代表者の氏名  
吉澤 洋
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県比企郡吉見町大字久保田一七三〇番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害児・者及び高齢者の支援及び、福祉制度を活用する事業を行い、生活の向上と社会参加を促すことに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百五十五号

平成二十二年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十二年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

# 告 示

埼玉県告示第五百五十六号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、  
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十二年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

財団法人理容師美容師試験研修センター

## 二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十二年六月十五日～六月二十九日までの間のうち三日間

さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県民健康センター

ロ 平成二十二年九月二十八日～十月十二日までの間のうち三日間

さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県民健康センター

ハ 平成二十二年十月二十五日～十一月八日までの間のうち三日間

さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県民健康センター

## 三 受講料

一万八千円

## 告 示

埼玉県告示第五百五十七号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、  
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十二年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

財団法人理容師美容師試験研修センター

### 二 講習日程及び講習会場

平成二十二年十月二十五日～十一月八日までの間のうち三日間

さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県民健康センター

### 三 受講料

一万八千円

# 告示

埼玉県告示第五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
児玉土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住  
所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年四月六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 就任

職名 氏名 住所

理事 荒井 信 本庄市東富田二九一番地一

## 二 退任

職名 氏名 住所

理事 日向 義光 本庄市東富田二六一番地一



# 告示

埼玉県告示第五百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
神川町土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び  
住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	清水雅之	児玉郡神川町大字八日市二九番地一二
同	高橋文治郎	同 新里一六八〇番地
同	秋山政治	同 新宿一四四番地一
同	茂木宏之	同 二ノ宮二八一番地
同	戸谷武雄	同 新里二六七六番地
同	主山義雄	同 同 一八一二番地
同	戸谷英之	同 中新里二三〇番地
同	堀口米作	同 貫井三一九番地
同	大畠永行	同 植竹五五六番地
同	田村英昭	同 同 七二八番地一
同	戸塚八郎	同 同 一四七番地一
同	進藤誠一	同 関口一九六番地
同	伊藤勝行	同 同 四軒在家二〇五番地二
同	杉村晃	同 同 元阿保五六三番地
同	中原吉太郎	同 同 五六九番地
同	木村喜平	同 同 八日市一二二番地
同	松本文作	同 同 六四九番地一
同	伊藤茂	同 上里町大字長浜四七三番地一
同	中久木一夫	同 同 大御堂二一九番地
同	片貝一正	同 本庄市児玉町上真下六四番地
同	竹内房夫	同 保木野四三二番地一
同	監事 落合久	同 児玉郡神川町大字八日市五三七番地
同	内海一男	同 同 新里一二二七番地一
同	曽根肇	同 同 元阿保一七〇番地
同	久保公男	同 児玉郡上里町大字長浜三五三番地

職名	氏名	住所
同	田島光昌	本庄市児玉町上真下一七一番地
二 退任		
理事	田村啓	児玉郡神川町大字関口八一番地一
同	高橋文治郎	同 同 新里一六八〇番地
同	秋山政治	同 同 新宿一四四番地一
同	井上一	同 同 池田一四一番地二
同	戸谷武雄	同 同 新里二六七六番地
同	内海宏治	同 同 一二三二番地
同	戸谷英之	同 同 中新里二三〇番地
同	堀口米作	同 同 貫井三一九番地
同	田村八重	同 同 植竹五七四番地
同	堀越登	同 同 七九四番地
同	淺見松久	同 同 肥土五六二番地
同	加藤圓治	同 同 関口二二二番地
同	伊藤勝行	同 同 四軒在家二〇五番地二
同	茂木修二	同 同 元阿保一二〇五番地
同	横山明	同 同 四九五番地
同	木村喜平	同 同 八日市一二二番地
同	松本五郎	同 同 二二六番地三〇
同	伊藤裕	同 同 上里町大字長浜四七三番地
同	坂本安義	同 同 大御堂一六〇番地四
同	田島正	同 同 本庄市児玉町上真下一五四番地
同	竹内房夫	同 同 保木野四三二番地一
監事	主山義雄	児玉郡神川町大字新里一八一二番地
同	落合久	同 同 八日市五三七番地
同	茂木義弘	同 同 元阿保五八三番地
同	清水忠之	同 同 上里町大字長浜五三二番地四
同	田島光昌	同 同 本庄市児玉町上真下一七一番地

# 告 示

埼玉県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

児玉郡神川町大字渡瀬字御嶽城山一四一一、一四二二、字御嶽一四一八の一、一四二〇の八、一四二三の一、一四二七の一、一四二七の四

## 二 保安林として指定された目的

干害の防備

## 三 変更後の指定施業要件

### イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 告 示

埼玉県告示第五百六十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十二年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 三九 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

比企郡滑川町大字山田字新井一二五八 一 外四六五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四六五〇・〇立方メートル

## 告 示

埼玉県告示第五百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

県立春日部高等学校外 16 校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成 22 年 9 月 1 日（水）から平成 27 年 7 月 31 日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排

除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330 - 9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局  
県立学校部 高校教育指導課 県立学校IT推進担当 米村、保原 電話048 - 830  
- 6625（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年6月16日（水）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年6月15日（火）午後5時まで（必着）

なお、書留郵便によること。

- (1) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年6月16日（水）午前9時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を持参すること。

- (5) 開札の場所及び日時

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成22年5月24日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低



の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年5月20日(木)までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:equipment related to computer rooms for 17 schools including Saitama Prefectural Kasukabe high school

(2) Time-limit for tender:By the electronic tender system;9:50 a.m. June 16,2010, By mail;5:00 p.m. June 15,2010, In person;9:30 a.m. June 16,2010

(3) Contact point for notice:High School Education Management Division , Prefectural School Department,Education Bureau,Saitama Prefectural Government ,Takasago3-15-1,Urawa-ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-9301,Telephone 048-830-6625

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年四月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 東松山停車場線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
東松山市箭弓町一丁目五二九六番 一 地先から同市神明町一丁目五 三 一 番二地先まで 三 一 番二地先まで	東松山市箭弓町一丁目五二九六番 一 〇 地先から同市神明町一丁目五 三 三 一 番二地先まで	区 間
二二・〇〇〇四一・二二〇	一一・三〇〇一六・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三六八・〇〇	三八六・〇〇	延 長 (メートル)
起点側の市道拡幅 による起点の変更 及び、県道の拡幅		備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十一年十二月七日

指令川建セ第二〇〇〇一一一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月三十日

川建セ第二一〇一八九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字中曾根字東組五三―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字飯島新田二九六―三

田島 秀記

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年一月二十一日

指令川建セ第二一〇一四三〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月三十一日

川建セ第二一〇一八三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字下銀谷字宅地前通三五〇 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町東野六丁目一五 一四 サンクレスト東野二〇一号室

鎧塚 弘子

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十一年十二月九日

指令川建セ第二一〇〇二七一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月三十一日

川建セ第二一〇一五九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字平沼字本村前三三七一、五四七一、五四七二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

ふじみ野市大原一三二二五

ヴィラフェニックス一〇一

矢部 学

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年三月二日

指令川建セ第二一〇一六六〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月三十一日

川建セ第二一〇一九一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字古里字尾根三九一―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

深谷市田中二三二六―二

ロイヤルハイツA―一〇二

飯島 章浩

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十二年三月三十日

指令川建セ第二一〇一三四二号

## 二 検査済証番号

平成二十二年三月三十一日

川建セ第二一〇一九三号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町前久保南四丁目二二五、二二六

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市箭弓町一〇一四

根岸 美恵子



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十一年十月十九日

指令川建セ第二一〇一〇五〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月三十一日

川建セ第二一〇一八四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字西大久保字中二三一 三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市泉町二 一五 一シルクハイツニ〇五

岡野 隼

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

### 一 許可番号

平成二十一年九月十八日

指令越建セ第二一〇〇七六〇号

### 二 検査済証番号

平成二十二年三月三十一日

越建セ第四八九一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

北・飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸五一八一一、五一九一一、五二二一一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

幸手市大字上高野一九〇九番地

株式会社ハウジングプラザ 代表取締役 小島 雅紀

# 告 示

埼玉県教委告示第十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年四月六日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年四月十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

# 告示

埼玉県選管告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十二年四月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人社団東光会 介護老人保健施設グリーンビレッジ蕨	蕨市北町五丁目一三番六号
老人ホーム	社会福祉法人和光福祉会 ケアハウス桜の里	和光市新倉八丁目二三番二号

# 正 誤

埼玉県規則第七十二号（平成二十二年三月三十一日号外第六号）中訂正

ページ 行  
一 前から三

第 誤  
号

正  
第十九号

ページ 行  
一 前から四

第 誤  
号

正  
第七十五号

ページ 行  
一 前から六

第 誤  
号

正  
第五十一号